

札幌市宿泊税

特別徴収事務の手引き

令和7年7月 宿泊事業者説明会用

札幌市

- ・本手引きに掲載している様式等は、制度開始前であることから、変更になる可能性があります。予めご承知おきください。
- ・確定版については、ホームページに掲載するほか令和8年3月頃に申告書類と共に特別徴収義務者へ送付させていただく予定です。

- 目次 -

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途	1
2 宿泊税の徴収方法	1
(1) 特別徴収制度	1
(2) 特別徴収義務者	2
(3) 北海道宿泊税の賦課徴収の委任	2

第2章 宿泊税のしくみ

1 宿泊税の手続きの流れ	3
2 課税客体及び納税義務者	3
(1) 宿泊とは	3
(2) 納税義務者とは	5
3 税額	5
4 宿泊料金	5
(1) 宿泊料金に含むものの例	5
(2) 宿泊料金に含まないものの例	6
(3) 宿泊料金の判断における事例	6
5 課税免除	9
(1) 修学旅行生等の課税免除	9
(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除	10

第3章 経営申告書の提出

1 宿泊施設の経営を開始しようとするとき	12
2 経営申告書により申告した内容に変更があったとき	14
3 経営を休止・再開・廃止するとき	14

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入	15
(1) 申告納入期限	15
(2) 申告納入期限の特例	15
(3) 経営を休止・廃止した場合の申告納入期限	17
(4) 宿泊税納入申告書	17
(5) 宿泊税納入書	18

2	納入義務の免除・還付	19
(1)	納入義務の免除	19
(2)	還付	20
3	更正の請求	20
(1)	更正の請求とは	20
(2)	請求の手続き	20

第5章 適正な申告納入のために

1	帳簿等の記載・保存	21
(1)	帳簿とは	21
(2)	書類とは	21
2	調査	21
3	更正・決定	21
4	加算金	22
(1)	過少申告加算金	22
(2)	不申告加算金	22
(3)	重加算金	22
(4)	不申告加算金及び重加算金に係る加重措置	22
5	延滞金	22
6	審査請求	23
(1)	審査請求の対象となる処分	23
(2)	手続き	23

第6章 その他

1	領収書等への表示	24
2	宿泊税特別徴収義務者交付金	25
3	各申告書等の記入例	27
4	申告書等の提出先・お問い合わせ先	36

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、札幌市が「国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」に導入した、法定外目的税です。

宿泊税の税収は、観光を取り巻く状況が絶えず変化していくことを踏まえ、次の分野を中心に既存事業の拡充や新たな事業に活用し、来訪者の満足度向上と観光業の持続的な発展を目指します。

- 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上
- 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上
- 持続可能な観光地経営の推進

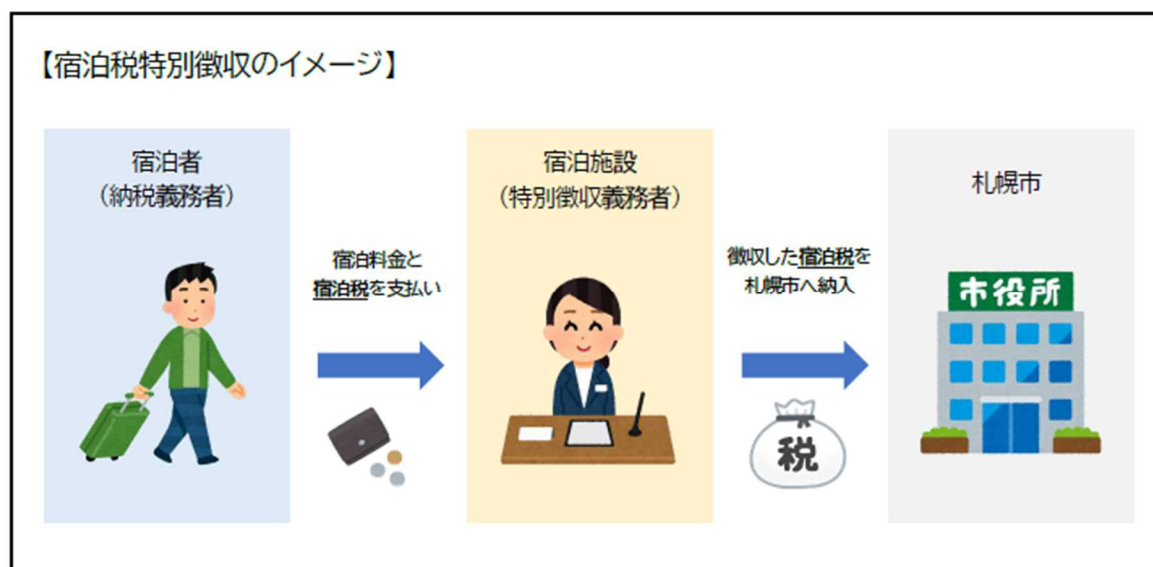
※ 具体的な内容については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表します。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、札幌市に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う、旅館・ホテル・簡易宿所又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下本書では「宿泊施設」といいます。）の「宿泊者」ですが、札幌市が直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、札幌市に申告と納入をしていただきます。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。宿泊事業者は札幌市から個別の指定行為がなくても、特別徴収義務者となります。

なお、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外にある場合など、宿泊事業者以外で宿泊税の納入に責任を持つ方を札幌市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。

また、特別徴収義務者には、宿泊税の徴収・納入のほか、各種申告や帳簿保存等を行う必要があります。詳細は下記ページをご覧ください。

- ☑ 経営申告書の提出等・・・・・・・・・・12ページ
- ☑ 宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・15ページ
- ☑ 帳簿との記載・保存・・・・・・・・・・21ページ

(3) 北海道宿泊税の賦課徴収の委任

北海道では、北海道宿泊税条例に基づき宿泊税（以下「道宿泊税」といいます。）を課税しますが、札幌市域内で課税される道宿泊税については、地方税法の規定に基づき、札幌市が北海道の賦課徴収に係る事務処理を行うことに同意しています。

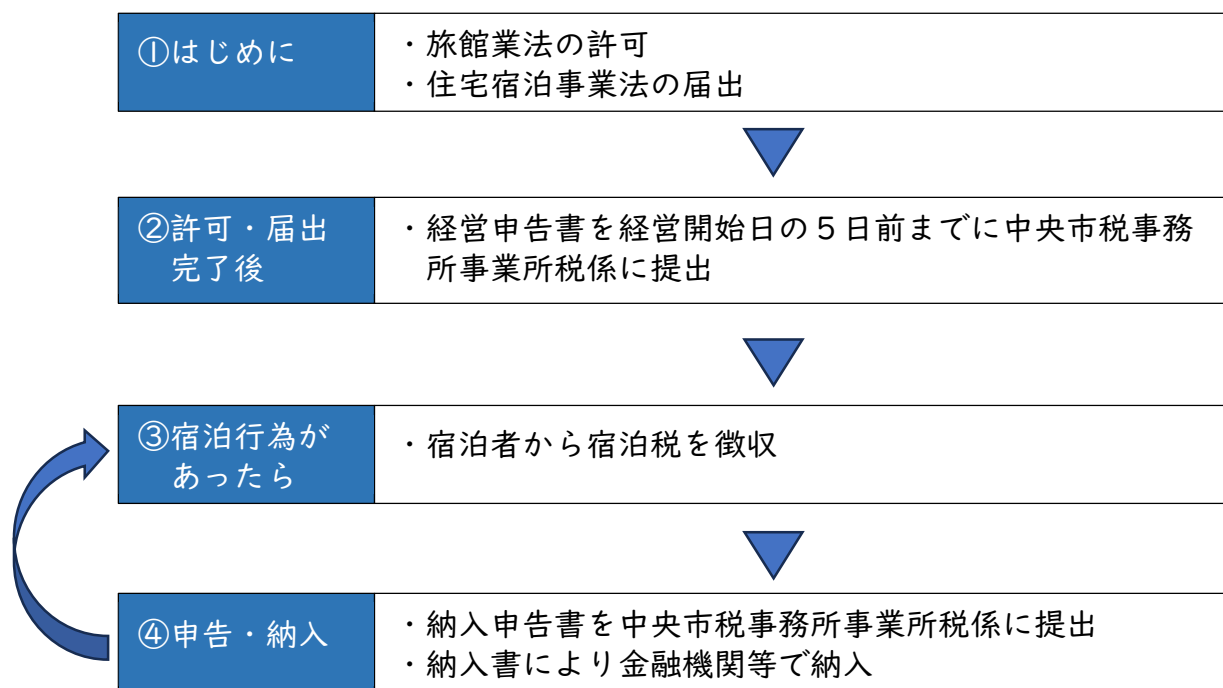
特別徴収義務者には、札幌市に市宿泊税と併せて道宿泊税の申告納入をしていただき、札幌市から北海道に道宿泊税を払い込みます。

【札幌市から北海道への払い込みのイメージ】



第2章 宿泊税のしくみ

1 宿泊税の手続きの流れ



※ 宿泊税の徴収及び納入については、札幌市と北海道の税額を併せて徴収し、札幌市へ納入していただきます（北海道への納入は不要です）。

※ 宿泊行為がない場合（徴収した宿泊税額が0円の場合）でも、納入申告書の提出が必要となります。

2 課税客体及び納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設への宿泊です。

なお、宿泊税は令和8年4月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。令和8年4月1日より前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されることにご留意ください。

※令和8年3月31日から同年4月1日にかけて行われる宿泊には課税されません。

(1) 宿泊とは

札幌市宿泊税条例では、宿泊を「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」としており、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

＜課税対象となる「宿泊」の判断基準＞

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

<課税対象の判断の例>

- ① 事前に宿泊契約をした上で午前0時を越えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたためチェックインした日が予定日の翌日となった場合など）

⇒ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは、この限りではありません。

- ② 客室を日帰りで利用するいわゆるデユースの場合

⇒ 日をまたぐ利用ではないため課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を、契約上、宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

- ③ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用の時間を含みます。）があった場合は、宿泊とみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

- ④ 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象なりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 定員5名の部屋を3日間確保し、宿泊が下表のとおりの場合。

	宿泊者数	料金（契約形態）	宿泊税
1日目	0人	50,000 円（利用料金）	0 円【※1】
2日目	5人	50,000 円（宿泊料金）	1,500 円【※2】
3日目	1人	50,000 円（宿泊料金）	1,000 円【※3】
宿泊税 合計			2,500 円

※1 1日目については宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税は課税されません。

※2 宿泊税は一人一泊の宿泊料金で計算するため、5人の利用で宿泊料金 50,000 円の場合は、一人一泊の宿泊料金は 10,000 円となり、一人当たりの宿泊税額は 300 円（市宿泊税 200 円+道宿泊税 100 円）となります。

※3 ※2と同様の考え方で、一人一泊の宿泊料金が 50,000 円となるため、宿泊税額は市宿泊税 500 円+道宿泊税 500 円の 1,000 円となります。

⑤ 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。ただし、寝具の追加がなく、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

⑥ ウィークリーマンション等の場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、札幌市宿泊税条例に定める宿泊にあらずない場合は、課税対象となりません。

⑦ 「キャンセル」をした場合

⇒ 宿泊行為がないため、宿泊税は課税されません。

※ 宿泊税込みで決済が済んでおり、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金します。

(2) 納税義務者とは

宿泊税の納税義務者は「宿泊施設から宿泊設備の提供を受けて、その設備を利用して宿泊した者」になります。

宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が納税義務者となります。

3 税額

宿泊税の税率は一人一泊につき、下表のとおりです。

区分	税率	内訳	
		市宿泊税率	道宿泊税率
2万円未満	300円	200円	100円
2万円以上 5万円未満	400円		200円
5万円以上	1,000円	500円	500円

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

※ 宿泊料金に含むもの、含まないものについては次ページをご参照ください。

※ 札幌市・北海道の税額を併せて徴収し、札幌市に納入していただきます。

4 宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ、いわゆる「素泊まり料金」のことをいいます。

(1) 宿泊料金に含むものの例

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣台
- ・ サービス料、奉仕料 など

(2) 宿泊料金に含まないものの例

- ・ 食事代
- ・ 遊興代
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 など
- ・ 低廉な実費負担額として宿泊者が支払うシーツ代等立替金に類する金額
(その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料な場合に限ります。)

(3) 宿泊料金の判断における事例

① 各種宿泊プラン（食事やその他サービス付きプランなど）における宿泊料金

⇒ 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

※ 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

⇒ エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

② 企画旅行における宿泊料金

⇒ 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人あたりの金額を宿泊料金とします。

③ 手配旅行における宿泊料金

⇒ 手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した 1 人あたりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

④ 補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

⇒ 補助金・助成金など宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、宿泊料金は発生するため、宿泊税は課税となります。

なお、補助金・助成金などが宿泊の対価として支払われるものではない場合は、宿泊料金に含みません。

⑤ 宿泊施設による割引、優待等がある場合の取扱い

⇒ 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。値引きの結果、宿泊料金が0円となる（無料宿泊券や宿泊施設発行のポイントで全額支払った場合など）場合は、宿泊税は課税されません。

ただし、旅行会社やクレジットカード会社が旅行者にポイントを付与し、これにより割引を行うといった場合は、割引前の金額を宿泊料金とします。

<具体例1>

宿泊料金が20,000円のところ、宿泊施設の経営者が無料にした。

→ 宿泊料金は値引き後の0円（宿泊税は課税されません。）

<具体例2>

宿泊料金が20,000円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを20,000円分利用した。

→ 宿泊料金はポイント利用前の20,000円（宿泊税は課税となります。）

⑥ 連泊割引における宿泊料金

⇒ 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行い、割引後の金額を宿泊料金とします。

⇒ 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

⇒ 宿泊料金が無料となるような割引の方法（5連泊したら内1泊分は無料など）の場合は、無料となる日の宿泊税は課税されません。

⑦ 延長等があった場合における宿泊料金

⇒ 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

⇒ 休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

⑧ 清掃料金を強制的に徴収している場合における宿泊料金

⇒ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

⑨ ウィークリーマンション等の場合

⇒ 週単位、月単位等の長期にわたるウィークリーマンション等の利用で旅館業法による宿泊に該当する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

⑩ 税込み宿泊料金の取扱い

⇒ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

⑪ 外貨建て取引による場合

⇒ 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※ 具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

⑬ 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

⇒ 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

⑭ 1人あたりの料金が不明な場合の宿泊料金

⇒ 1室を単位として料金が設定されているなど、1人あたりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊あたりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除して得た額を1人あたりの宿泊料金とします（次ページの計算例ア及びイをご参照ください。）。

<留意点>

- 客室定員を超える宿泊者がある場合で、客室定員を超えることによる寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、客室定員を超える宿泊者を宿泊者総数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません（次ページの計算例ウをご参照ください。）。
- エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します（次ページの計算例エをご参照ください。）。
- 宿泊料金の総額に幼児料金、子供料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します（次ページの計算例オをご参照ください。）

例) Ⅰ 室税抜き 20,000 円 (ツインルーム) の場合

ア Ⅰ 人で宿泊 (いわゆるシングルユース)

20,000 円 ÷ Ⅰ 人 = 20,000 円 【宿泊税 400 円】

イ Ⅱ 人で宿泊

20,000 円 ÷ Ⅱ 人 = 10,000 円 【宿泊税 300 円 × Ⅱ 人】

ウ 大人 Ⅱ 人、子ども Ⅰ 人 (添い寝無料、寝具の追加無し) で宿泊

20,000 円 ÷ Ⅱ 人 = 10,000 円 【宿泊税 300 円 × Ⅱ 人】

※ 宿泊料金がかからない子ども Ⅰ 人は課税されません。

エ Ⅲ 人で宿泊 (エキストラベッド (7,000 円) を追加)

(20,000 円 + 7,000 円) ÷ Ⅲ 人 = 9,000 円 【宿泊税 300 円 × Ⅲ 人】

オ 大人 Ⅱ 人、乳児 Ⅰ 人で宿泊 (ベビーベッド (2,000 円) を追加)

20,000 円 ÷ Ⅱ 人 = 10,000 円 【宿泊税 300 円 × Ⅱ 人】

2,000 円 ÷ Ⅰ 人 = 2,000 円 【宿泊税 300 円 × Ⅰ 人】

※ 乳児 Ⅰ 人分は別に取扱います。

5 課税免除

(Ⅰ) 修学旅行生等の課税免除

修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課さないこととしています。

① 課税が免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事等であり、学校指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

② 課税が免除となる者

下表の施設が行う修学旅行等に参加する満 3 歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者 (※) です。

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校
中学校	義務教育学校	高等学校
中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校
保育所	保育所型認定こども園	
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設 (地方裁量型認定こども園含む)		

③ 課税免除の手続き

学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けてください（次ページの見本をご参照ください）。

なお、この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除

外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

具体的な取扱い等については「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除となる施設

消費税が免除となる施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設が対象となります。

⇒ 宿泊税課税免除施設承認申請書の提出が必要になります。

② 課税が免除となる外国大使等

消費税が免除となる者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者が課税免除の対象となります。

③ 課税免除の手続き

外国大使等から、宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も免除となります。

<修学旅行等であることの証明書（見本）>

札幌市宿泊税の課税免除にかかる修学旅行等であることの証明書		
宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	() 泊
活動の種類	<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの ☐ 修学旅行・宿泊学習 ☐ その他学校行事 ()	
	<保育所等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの ☐ 行事 ()	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数(※)		
備考		

※課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事に参加している方及び引率の方が含まれます。

引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

上記の宿泊については、札幌市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事等に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地	
学校名又は施設名	
学校長名又は施設長名	

<記載等にあたっての注意事項>

- 1 エクセル様式上で着色している箇所の欄を記入してください。
- 2 □の箇所は該当の項目を選択し■にしてください。
- 3 印刷し、手書きしていただいても結構です。
- 4 押印は不要ですが、学校長、施設長以外の方が無断で作成し、又は改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。
- 5 本証明書は宿泊施設にご提出ください。

第3章 経営申告書の提出

宿泊施設の経営者の方は、旅館業法に基づく許可を受けた、又は住宅宿泊事業法に基づく届出をした時点で「特別徴収義務者」となり、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等について、次の手続きが必要となります。これは、札幌市が宿泊税に係る事務を行うに当たり、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、すべての宿泊施設についてご提出いただくものです。

※ 各手続きの書類は札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係（宿泊税担当）に、郵送もしくは窓口にてご提出をお願いいたします。

※ 各手続きは原則、宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、宿泊税担当にお問い合わせください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

I 宿泊施設の経営を開始しようとするとき

新たに宿泊施設の経営を開始する場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに経営申告書をご提出ください。

宿泊施設の営業許可を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が経営申告書をご提出ください。

経営申告書の記載例については、27ページをご参照ください。

※ 経営開始日が未定の場合でも、旅館業営業許可又は住宅宿泊事業に係る届出後、速やかに経営申告書のご提出をお願いいたします。

※ 令和8年4月1日時点（札幌市宿泊税条例施行日）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、経営申告書のご提出が必要になります。この場合、「経営開始年月日」欄には事業開始日をご記入ください。

<必須の提出書類>

① 経営申告書

⇒ 申告者が個人の場合は、マイナンバーカード又は番号確認書類及び本人の身元確認書類の提出が必要です。

② 旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）

⇒ 旅館業の許可申請中であるなど、経営開始日の5日前までに旅館業許可申請書等を提出できない事情がある場合には、この書類に代えて以下の書類を添付してください。

なお、旅館業の許可等を受けた後に、旅館業営業許可等の写しをご提出ください。

- ・ 申請中であることがわかる書類（写）（旅館業許可申請書の写しなど）
- ・ 法人の場合は登記事項証明書（写）
- ・ 個人の場合は住民票（写）
- ・ 住宅宿泊事業法に基づく施設の場合は住宅の登記事項証明書（写）

③ 宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）（写）

<実質的経営者が特別徴収義務者となる場合>

宿泊施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合は、上記の必須の提出書類に加え、以下の書類を添付してください。

- ④ 実質的経営者である旨の申立書
- ⑤ 許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
- ⑥ 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

⇒ 上記⑤の契約書面等で確認できる場合は不要です。

<共同事業者がある場合>

- ⑦ 経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。
- ⑧ 役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

<法人の合併・分割が生じた場合で、承継法人が経営者となる場合>

上記①の経営申告書の備考欄に、合併・分割前の特別徴収義務者の名称を記入してください。

<相続により相続人が経営者となる場合>

上記①の経営申告書の備考欄に、相続前の特別徴収義務者の氏名を記入してください。

○ 納税管理人の届出

宿泊税の特別徴収義務者が札幌市内に住所または事務所等（以下、「住所等」といいます。）を有していない場合、特別徴収義務者は「納税に関する一切の事務を処理」させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人（この場合の代理人を「納税管理人」といいます。）と定めて申告しなければなりません。

2 経営申告書により申告した内容に変更があったとき

経営申告書の申告事項（代表者、施設名称等）に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

<提出書類>

①	申告事項変更申告書
②	【特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合】 ・（法人の場合）登記事項証明書（写） ・（個人の場合）住民票（写）
	【施設に係る変更の場合】 ・ 旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等

ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申出ではなく、従前の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による開始の申告を行ってください。

ア 営業譲渡又は相続（贈与）

イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併

ウ 分割等による新法人への業務移管

エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合

オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合

カ その他上記に類する事由

3 経営を休止・再開・廃止するとき

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は事前に、廃止した場合は廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

なお、休止又は廃止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

<提出書類>

①	経営休止・再開・廃止届出書
②	【経営を休止する場合】 旅館業法の規定による停止届（写）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	【経営を再開する場合】 再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）
	【経営を廃止する場合】 旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による廃止届（写）

第4章 宿泊税の申告納入

Ⅰ 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、札幌市に提出し、併せてその税額を納入書により金融機関等で納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

<例>

令和8年4月1～30日宿泊分 ⇒ 令和8年5月31日まで(※)に「宿泊税納入申告書」と「宿泊税月計表」を札幌市中央市税事務所事業所税係(宿泊税担当)に提出し、金融機関等で宿泊税額を納入する。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

⇒ 上記例の場合、令和8年5月31日は日曜日のため、実際は6月1日が申告納入期限になります。

※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日)です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件(下記①をご参照ください)を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

<特例の承認を受けた場合の申告納入期限>

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

① 適用の要件

ア 申請書の提出前12か月間(以下「対象期間」という。)の納入すべき宿泊税が240万円※以下であること。 ※札幌市の税額のみ

- イ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から１年を経過していること。
- ウ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- エ 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- オ 申請書を提出した月の１２か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ経営申告書を提出していること。
- カ 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

＜令和８年度中の適用の要件＞

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までは、以下の要件となります。

- (ア) 申請書の提出前３か月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が６０万円※以下であること。 ※札幌市の税額のみ
- (イ) 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から１年を経過していること。
- (ウ) 令和８年４月１日から申請月の前月の末日までの間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- (エ) 申請日の前１２か月間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- (オ) 申請書を提出した月の１２か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ令和８年４月１日までに経営申告書を提出していること。
- (カ) 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

② 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の承認申請書」を札幌市に提出し、申請してください。

※ 申請書の審査には、２週間程度要します。

※ 申請は、宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り次年度以降も継続となります。

③ 適用の承認

申請いただいたもののうち適用することが可能な方に対して、適用の決定を行い、承認通知書を送付します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請

書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

<適用開始月の注意点>

- ・ 承認通知書に特例適用開始月が記載してあります。
- ・ 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

(例) 9月に申請した承認通知書の特例適用開始欄に「令和8年10月宿泊分から適用」と記載されている場合

- | | | |
|----------|---|------------------------|
| ・ 9月宿泊分 | ⇒ | 10月末日までに1か月分申告納入 |
| ・ 10月宿泊分 | } | ⇒ 12月末日までに2か月分申告納入(特例) |
| ・ 11月宿泊分 | | |

④ 適用の取消し

ア 申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、特例の適用を取り消します。

イ 特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認取消申請書」を提出し、申請してください。

特例が取り消された場合は、取消通知書により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

特例の適用者承認申請書の記載例については、35ページをご参照ください。

(3) 経営を休止・廃止した場合の申告納入期限

経営を休止・廃止した場合(前ページをご参照ください)は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。

(4) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書※」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数及び宿泊税額、宿泊税課税対象外となる宿泊の総数を記入し、提出してください。

また、宿泊税納入申告書には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※ 宿泊税納入申告書は、毎年3月頃に1年分まとめてお送りします。

① 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

ア 地方税ポータルシステム（eLTAX）で申告（電子申告）する。

イ 札幌市に郵便又は信書便で送付する。

※ 原則として札幌市に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

ウ 札幌市の窓口を持参する。

※担当窓口の住所については、36ページをご参照ください。

② 記載及び提出にあたっての留意点

ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です（月計表の添付は不要です。）。

イ 申告書は、宿泊施設ごとに作成する必要があります。

ウ 申告納期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3か月（または2か月）分の申告内容を記入してください。

宿泊税納入申告書の記載例については、29ページをご参照ください。

宿泊税月計表の記載例については、31ページをご参照ください。

(5) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書※」により札幌市に納入してください。

納入は、次ページに記載の金融機関等で行ってください。

なお、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して電子申告を行った場合には、電子納税も可能です。詳細については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のホームページをご確認ください。

※ 宿泊税納入書は、宿泊税納入申告書とあわせて1年分まとめてお送りします。

① 注意点

ア 1か月分ごとに1枚作成してください。

※ 特例を適用している場合は3か月分をまとめて1枚作成してください。

イ 納入申告書に記入されている宿泊税指定番号と同じ宿泊税指定番号を記入した納入書をご使用ください。

ウ 納入書は宿泊施設ごとに作成してください。

宿泊税納入書の記載例については、33ページをご参照ください。

<納入場所>

【全国の本店支店及び出張所で納められる金融機関】

北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、
りそな銀行、北陸銀行

【全国のゆうちょ銀行及び郵便局】

札幌市外のゆうちょ銀行および郵便局では、札幌市の郵便振替払込取扱票でのみ納付できます。

【北海道内の本支店及び出張所で納められる金融機関】

北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、
北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、
留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫、
北見信用金庫、北海道労働金庫、札幌市農業協同組合

【札幌市内の本支店及び出張所で納められる金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四北越銀行、SBI新生銀行、
北央信用組合、札幌中央信用組合、空知商工信用組合、ウリ信用組合、
あすか信用組合、サツラク農業協同組合、北海道信用農業協同組合連合会、
北海道信用漁業協同組合連合会

【札幌市が設置する納付窓口】

各市税事務所納税課、財政局税政部納税指導課

【地方税共通納税システムで納入する場合（※）】

地方税共通納税システムを用いて、各金融機関の口座やクレジットカードなどから納入することができます。

※ 電子申告が必要となります。

2 納入義務の免除・還付

(I) 納入義務の免除

実際に宿泊者から宿泊税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、札幌市中央市税事務所事業所税係（宿泊税担当）にお問い合わせください。

＜納入義務が免除となる例＞

- 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続きに入り支払い不能となったため、宿泊税の徴収ができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、刑の執行等により、宿泊税の徴収ができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払いができなくなった場合

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合は、更正の請求をすることができます。

なお、更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

※ 申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内となります。

(2) 請求の手続き

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記し、正しい宿泊数を記載した「宿泊税月計表」を添付の上、札幌市に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行うことから、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、札幌市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

(1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊をした者の総数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数・宿泊税額の記載があるものをいいます

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例）総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

保存期間は、納入申告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までとなります。

(2) 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、納入申告書を提出すべき期限の翌日から起算して2年を経過する日までとなります。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、札幌市が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

3 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正（決定）通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。

⇒ 不足税額の10%が加算金として課されます。

※ ただし、不足税額が期限内申告額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合は、超えた部分に対する割合は15%となります。

(2) 不申告加算金

納入申告書の提出期限後に申告があった場合又は決定があったとき。

ア 申告税額又は決定税額の15%が加算金として課されます。

イ 提出期限後に申告があり、その申告が、決定があることを予知せずに行われたものであるときは、申告税額の5%が加算金として課されます。

⇒ 提出期限から1か月以内に提出されていることなど、一定の要件を満たすときは、加算金が課されない場合があります。

※ アの場合で、納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については20%が、300万円を超える部分については30%が加算されます。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告があったとき。

ア 過少申告加算金に関するもの。

⇒ 過少申告加算金10%に代えて35%が課されます。

イ 不申告加算金に関するもの。

⇒ 不申告加算金15%に代えて40%が課されます。

(4) 不申告加算金及び重加算金に係る加重措置

不申告加算金又は重加算金を課される場合において、以下のいずれかに該当する場合は、その割合に10%を加重する措置が講じられます。

- ・ 過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合。
- ・ 前年及び前々年の納入申告について、不申告加算金若しくは重加算金を課されたことがある、又は決定すべきと認められる場合。

5 延滞金

納入期限後に宿泊税を納入する場合には、下記の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

納入期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	納入期限の翌日から 1 か月を経過した日以後
延滞金特例基準割合（※）＋年 1 % （上限は 7. 3 %）	延滞金特例基準割合（※）＋年 1 % （上限は 14.6 %）

※ 当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された平均貸付割合に年 1 %を加算した割合です。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が 2,000 円未満であるときは、延滞金がかかりません。
- 算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が 1,000 円未満であるときは、延滞金がかかりません。

6 審査請求

札幌市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消し など

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書を、札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係（宿泊税担当）を通じて札幌市長あてに提出してください。

第6章 その他

I 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。
- 札幌市宿泊税と北海道宿泊税を併せて表記する場合は、合算額を表記していただいてもかまいません。

<例Ⅰ：客室料金に宿泊税額を含めない料金設定のとき>

◆合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室		
人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	入湯税	150 円
	宿泊税	300 円
	合計	11,450 円
〇年〇月〇日		
札幌市中央区北〇条西〇丁目		
〇〇旅館		
印 紙	受領印	

◆宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室		
人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	入湯税	150 円
	合計	11,150 円
上記のほか、宿泊税額 300 円を領収しました。		
〇年〇月〇日		
札幌市中央区北〇条西〇丁目		
〇〇旅館		
印 紙	受領印	

<例 2：客室料金に宿泊税額を含める料金設定のとき>

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,450 円
	合計	11,450 円
上記金額には、消費税等 1,000 円、入湯税額 150 円、宿泊税額 300 円が含まれています。		
〇年〇月〇日 札幌市中央区北〇条西〇丁目 〇〇旅館		
印 紙	受領印	

2 宿泊税特別徴収義務者交付金

(1) 交付の目的

宿泊税特別徴収義務者交付金は、特別徴収事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象算定期間

前年度の 4 月～ 3 月申告納入分(3 月～ 2 月宿泊分)

※ 令和 8 年度分は 5 月～ 3 月申告納入分(4 ～ 2 月宿泊分) となります。

(3) 交付額

算定期間につき、納期限までに納入した額に 100 分の 2.5 (令和 13 年度交付分までは 100 分の 1.0 を加算した割合) の割合を乗じて得た額。

なお、交付金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(4) 交付の申請

札幌市から送付する「札幌市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書兼請求書」(第1号様式)に、振込口座番号等を記載の上、指定の期限までに札幌市に提出してください。

(5) 交付金の交付

ご提出いただいた書類を審査し、交付の決定をしたときは、申請書に記載している口座への振込により交付金を交付します。

3 各申告書等の記入例

各種様式は、札幌市公式ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。

(<https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>)

(I) 経営申告書

2		宿泊税経営申告書				
1	受付印	申請者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	●●●●●●●●●●●●●●●●		
		氏名又は名称 及び代表者名	株式会社 札幌市税観光 代表取締役 札幌 太郎			
		住所又は所在地	札幌市中央区北●条西●丁目1-1			
		担当部署名 及び担当者氏名	経理部 札幌 花子 (電話011-●●●●-●●●●)			
札幌市宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり宿泊施設の経営について申告します。						
3	営業泊 施設等	住所又は所在地	札幌市中央区北●条西●丁目1-1 電話011-●●●●-●●●●			
		フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	サッポロセイカンコウ サッポロタク 株式会社 札幌市税観光 代表取締役 札幌 太郎			
		種別	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 住宅宿泊事業			
		旅館業における 許可等番号	札幌県許可(旅)第●●●●号			
		許可等名義人との関係(注3)	本人			
4	施設	所在地	札幌市北区北●条西●丁目△番△号 電話011-●●●●-●●●●			
		フリガナ 名称 又は届出番号	サッポロセイカンコウ 札幌市税ホテル			
		概要	床面積1,000㎡	客室数35室	収容人員80名	
		経営開始(予定)年月日	令和●年●月●日			
		住宅宿泊事業 における管理業者	住所	電話 — —		
5	共同 事業者	共同事業者の有無	有 ・ 無			
		住所又は所在地	電話 — —			
		フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)				
6	の申 送告 付書 先類 (注4)	住所又は所在地	札幌市中央区北▲条▲丁目10-1 電話011-●●●●-●●●●			
		フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	サッポロセイカンコウソムフ 株式会社 札幌市税観光 総務部			
※	処理 事項	処理年月日	宿泊税指定番号	備考		
		年 月 日	●●●●●●●●●●			

注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。

2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申告書を提出してください。

3 許可等名義人と経営者が異なる場合は、経営に関する委託契約書など、異なる事実を証する書類を添付してください。

4 札幌市から送付する宿泊税に関する書類は、原則、申請者側の住所又は所在地に送付します。ただし、「申告書類の送付先」欄に記載がある場合は、「納入申告書及び納入書」については、「申告書類の送付先」に記載された住所又は所在地に送付します。

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。

2 「申請者」欄

- ☐ 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- ☐ 法人の場合は、法人番号を記載してください。ご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)」でご確認ください。
- ☐ 「応答部署名及び担当者氏名」欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。
- ☐ 実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

3 「宿泊施設の営業許可等」欄

- ☐ 宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- ☐ 「種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に ☒ を記載してください。
- ☐ 「旅館業における許可等番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設については、この欄は記載不要です。

4 「施設」欄

- ☐ 施設の所在地、電話番号、名称を記載してください。
- 住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号(MOI から始まる番号)を記載してください。
- ☐ 「概要」欄には、床面積、階数、客室数、収容人員を記載してください。
- ☐ 「経営開始(予定)年月日」欄には、営業開始年月日を記載してください。
- ☐ 「住宅宿泊事業における管理業者」欄には、住宅宿泊事業法の届出施設において、住宅宿泊管理業者に委託している場合に、住所、電話番号、氏名又は名称を記載してください。

5 「共同事業者」欄

- ☐ 特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

6 「書類の送付先」欄

- ☐ 札幌市から関係書類(※)を送付する場合の宛先が「申請者」欄と異なる場合は、送付先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号があれば記載してください。

※ 関係書類とは、納入申告書及び納入書などの宿泊税を納入するために必要な書類のことを言います。地方税法第733条の22に基づく書類につきましては、特別徴収義務者宛に送付させていただきます。

(2) 宿泊税納入申告書

[illegible]

注1 捺印の欄は、記入する必要はありません。

2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。

3 税率及び税額欄には、市税と道税の合算額を記載してください。

4. 申告書の提出期限後に申告納入した場合、延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ☐ 申告者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- ☐ 法人の場合は、法人番号を記載してください。
- ☐ 「応答部署名及び担当者名」欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。

3 「施設」欄

- ☐ 施設の名称、所在地、電話番号、宿泊税指定番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設で名称がない場合は、届出番号を記載してください。
- ☐ 「宿泊税指定番号」欄には、毎年3月頃に札幌市からお送りする「宿泊税納入申告書等の送付について」に記載されている9ケタの番号を記載してください。
- ※ 札幌市から送付するときには、予め印字したものをお送りの予定です。

4 「宿泊月」欄

- ☐ 対象となる宿泊月を記載してください。
- ☐ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記載してください。申告納入期限の特例については15ページをご参照ください。

5 「宿泊数」欄

- ☐ 宿泊税の課税対象となる区分ごとの宿泊数、宿泊税の課税対象外となる宿泊数（幼児の添い寝で宿泊料金を徴しなかった場合や外国大使等の任務遂行に伴う宿泊など）を記載してください。

なお、この欄は宿泊税月計表の月の合計欄と一致させてください。

6 「税額」欄

- ☐ 宿泊対象月における区分ごとの宿泊数に税率を乗じた税額を記載してください。

7 「申告期限」欄

- ☐ 申告する宿泊税の申告期限を記載してください。申告期限については、15ページをご参照ください。

※ 宿泊税納入申告書については、毎年3月頃に1年分まとめて送付します。

※ 宿泊税納入申告書の提出の際は、「宿泊税月計表」（次ページ参照）を必ず添付してください。

※ 控えの返送を希望される場合は、返信用の封筒を同封してください。

(3) 宿泊税月計表

宿泊税月計表						
2		1				
令和●年 ●月分						
宿泊施設名	札幌市税ホテル			指定番号	●●●●●●●●●●	
日付	3 宿泊数（泊）				4 宿泊数（泊）	
	税率300円	税率400円	税率1,000円	合 計	5 (課税対象外)	うち外国大使 特設税免除
1	20	15	0	35	0	0
2	32	21	0	53	0	0
3	36	30	0	66	0	0
4	22	11	0	33	0	0
5	30	28	1	59	0	0
6	27	25	0	52	1	1
7	24	22	0	46	0	0
8	23	21	0	44	0	0
9	26	24	0	50	0	0
10	33	31	1	65	0	0
11	22	24	0	46	0	0
12	12	14	0	26	0	0
13	21	23	0	44	0	0
14	27	25	0	52	0	0
15	28	26	0	54	1	0
16	25	23	0	48	0	0
17	26	24	0	50	0	0
18	18	16	0	34	0	0
19	22	20	0	42	0	0
20	23	25	0	48	0	0
21	30	28	1	59	0	0
22	31	33	2	66	1	0
23	32	30	0	62	0	0
24	24	22	0	46	0	0
25	26	28	0	54	0	0
26	28	30	0	58	0	0
27	30	29	0	59	0	0
28	31	24	0	55	0	0
29	24	29	0	53	0	0
30	26	24	0	50	0	0
31	24	20	0	44	0	0
合計	803	745	5	1,553	3	1
6 宿泊税額			543,900 円			

注
この表を納入申告書に添付してください。
ただし、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

納入申告書の納入すべき税額と
一致します

納入申告書の宿泊数と
一致します

1 「宿泊月」欄

- ☐ 対象となる宿泊月を記載してください。

2 「施設名・宿泊税指定番号」欄

- ☐ 宿泊施設名、宿泊税指定番号を記載してください。「宿泊税指定番号」欄には、毎年3月頃に札幌市からお送りする「宿泊税納入申告書等の送付について」に記載されている9ケタの番号を記載してください。

3 「課税対象宿泊数」欄

- ☐ 宿泊税の課税対象となる税率ごとの宿泊数を記載してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象となる宿泊数」の欄（30ページ⁵参照）と一致させてください。

4 「課税対象外宿泊数」欄

- ☐ 宿泊税の課税対象外となる宿泊数（修学旅行や幼児等の添い寝の場合で宿泊料金がかからなかった場合、外国大使等に対して課税免除を行った場合など）を記載してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象外」の欄（30ページ⁵参照）と一致させてください。

5 「外国大使等課税免除」欄

- ☐ 上記4「課税対象外宿泊数」のうち、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊数を記載してください。外国大使等の任務遂行に伴う宿泊税の課税免除については9ページをご参照ください。

6 「宿泊税額」欄

- ☐ 宿泊税納入申告書の「納入すべき税額」の欄（30ページ⁶参照）と一致させてください。

※ 宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※ 申告納入期限の特例を受けている場合は宿泊月ごとに月計表を作成してください。

なお、申告納入期限の特例用の月計表もありますので、ご活用ください。

(4) 宿泊税納入書

北海道 札幌市		宿泊税 領収証書	
市町村コード			
0	1	1	0 0 2
口座番号		加入者名	
02700-6-960033		札幌市会計管理者	
1	年度	申告期間	
8	令和 8 年 5 月分	(から令和 年 月分まで)	
3	宿泊税指定番号	●●●●●●●●●●	
4	納入金額	税 額 5 4 3 9 0 0	
		延滞金	
		加算金	
		合計額 5 4 3 9 0 0	
5	申告区分	(10) 10申告・12更正・13決定	
6	法定納期限	令和 8 年 6 月 30 日	
	指定納期限		
7	(納入者)	住所又は所在地 〒 (060-●●●●●)	
	氏名又は名称	株式会社 札幌市税観光 様	
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
右欄に領収日付印のない領収証書は無効です。		(納入者保管)	
※この領収証は5年間保存してください。			

北海道 札幌市		宿泊税 納入書	
市町村コード			
0	1	1	0 0 2
口座番号		加入者名	
02700-6-960033		札幌市会計管理者	
5	年度	申告期間	
8	令和 8 年 5 月分	(から令和 年 月分まで)	
3	宿泊税指定番号	●●●●●●●●●●	
4	納入金額	税 額 5 4 3 9 0 0	
		延滞金	
		加算金	
		合計額 5 4 3 9 0 0	
5	申告区分	(10) 10申告・12更正・13決定	
6	法定納期限	令和 8 年 6 月 30 日	
	指定納期限		
7	(納入者)	住所又は所在地 〒 (060-●●●●●)	
	氏名又は名称	株式会社 札幌市税観光 様	
上記のとおり納入します。		領収日付印	
(札会認〇〇-〇〇)		(金融機関又は郵便局保管)	

北海道 札幌市		宿泊税 納入済通知書	
市町村コード			
0	1	1	0 0 2
口座番号		加入者名	
02700-6-960033		札幌市会計管理者	
5	年度	申告期間	
8	令和 8 年 5 月分	(から令和 年 月分まで)	
3	宿泊税指定番号	●●●●●●●●●●	
4	納入金額	税 額 5 4 3 9 0 0	
		延滞金	
		加算金	
		合計額 5 4 3 9 0 0	
5	申告区分	(10) 10申告・12更正・13決定	
6	法定納期限	令和 8 年 6 月 30 日	
	指定納期限		
7	(納入者)	住所又は所在地 〒 (060-●●●●●)	
	氏名又は名称	株式会社 札幌市税観光 様 納	
上記のとおり通知します (取りまとめ店)		領収日付印	
〔受付店→北洋銀行 札幌市役所支店→札幌市〕		(札幌市主管課保管)	
(札会認〇〇-〇〇)			

1 「年度」欄

- ☐ 課税年度を記載してください。

例) 令和8年度 ⇒ 8

2 「申告期間」欄

- ☐ 申告対象年月を記載してください
- ☐ 特例の場合は特例の申告対象年月を記載してください

例) 令和8年6月分（から令和8年8月分まで）

3 「宿泊税指定番号」欄

- ☐ 毎年3月頃に札幌市からお送りする「宿泊税納入申告書等の送付について」に記載されている9ケタの番号を記載してください。

※ 札幌市から送付するときには、予め印字したものをお送りする予定です。

4 「納入金額」欄

- ☐ 「税額」及び「合計額」の欄に申告納入すべき宿泊税額を右づめて記入してください。
- ☐ 当該施設の納入申告書に記載した税額と一致していることを確認してください。
- ☐ 特例の場合は、3か月（または2か月）の合算額を記載してください。

5 「申告区分」欄

- ☐ 「10」を記入してください。

※ 「12：更正」や「13 決定」は、札幌市が更正や決定（21ページ参照）を行った場合に使用します。

6 「法定納期限」欄

- ☐ 当該月分の申告納入期限（15ページ参照）を記載してください。

7 「納入者」欄

- ☐ 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称を記載してください。
- ☐ 納税管理人を設定している場合は、納税管理人の住所又は所在地、氏名又は名称を記載してください。

※ 1枚の紙に「納入者保管用」「金融機関又は郵便局保管用」「札幌市主管課保管用」があり、それぞれ点線で分かれています。

※ 納入書は、宿泊税納入申告書とあわせて1年分まとめて送付します。

(5) 宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の承認申請書

受付印 1 令和●年 ●月 ●日 札幌市長 宛	2	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	●●●●●●●●●●●●●●●●	
		氏名又は名称 並びに代表者名	株式会社 札幌市税観光 代表取締役 札幌 太郎		
		住所又は所在地	札幌市中央区北●条西●丁目1-1		
	3	応答部署名 及び担当者氏名	経理部 札幌 花子 電話番号 011-●●●●-●●●●		
		名称	札幌市税ホテル		
		所在地	札幌市北区北●条西●丁目△番△号		
施設	宿泊税指定番号	●●●●●●●●●●			

札幌市宿泊税条例第12条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

※札幌市処理欄	経営開始年月日	年 月 日	経営申告書提出日	年 月 日
	札幌宿泊税条例第12条第3項の規定による承認の取消し	有 ・ 無	取消年月日	年 月 日
	申請日の属する月の前12か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額	円		
	宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定	有 ・ 無	決定年月日	年 月 日
	市税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無		

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申請書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ☐ 申告者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記載してください。
- ☐ 法人の場合は、法人番号を記載してください。
- ☐ 「応答部署名及び担当者氏名」欄には、宿泊税を担当する方の氏名及び連絡先を記載してください。

3 「施設」欄

- ☐ 施設の名称、所在地、施設番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設で名称がない場合は、届出番号を記載してください。
- ☐ 「宿泊税指定番号」欄には、毎年3月頃に札幌市からお送りする「宿泊税納入申告書等の送付について」に記載されている9ケタの番号を記載してください。

4 申告書等の提出先・お問い合わせ先

【令和7年9月30日まで】

札幌市財政局税政部市民税課法定外税担当係

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

電 話：011-211-2272

ファクス：011-211-5149

【令和7年10月1日以降】

札幌市中央市税事務所諸税課事業所税係（宿泊税担当）

〒060-8649

札幌市中央区南3条西11丁目

電 話：011-596-6818

ファクス：011-596-8936

<札幌市宿泊税のホームページ>

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shukuhakuzei/index.html>